

入札公告の内容変更について

令和7年7月4日

支出負担行為担当官
関東運輸局長 藤田 礼子

令和7年7月1日付け入札公示「関東運輸局 東京運輸支局一般公用車の交換購入一式」に係る仕様書について、以下のとおり変更します。

1. 変更内容

【新】

10. 諸費用等の取扱

- (1) 受注者は、次の費用を負担するものとする。
 - ①新車登録手続に要する費用（ただし、車庫証明書は発注者が用意する）
 - ②指定納入場所までの納入に要する費用
 - ③交換引渡自動車の引き取りに要する費用
- (2) 自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料（36ヶ月分）は、入札価格に含めない。
- (3) 契約書の価格には、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル料金等の法定費用は含まないものとする。当該金額の支払い方法は、受注者と協議の上で決定する。

【旧】

10. 諸費用等の取扱

- (1) 受注者は、次の費用を負担するものとする。
 - ①新車登録手続に要する費用（ただし、車庫証明書は発注者が用意する）
 - ②指定納入場所までの納入に要する費用
 - ③交換引渡自動車の引き取りに要する費用
- (2) 自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料（36ヶ月分）は、入札価格に含めない。受注者の立替払いとし、支払請求時に併せて請求するものとする。
- (3) 契約書の価格には、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル料金等の法定費用は含まないものとする。